

熊本県公報

号外 第39号
平成18年12月15日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(行政経営課) 1

規 則

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年12月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第77号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則(平成12年熊本県規則第23号)の一部を次のように改正する。

本則の表第1号左欄中「第8号(6)」を「第9号(6)」に改め、同表第2号左欄中「第22号(11)」を「第25号(14)」に改め、同号右欄中「菊池市」を「八代市、菊池市及び天草市」に改め、同表第3号左欄中「第37号(3)」を「第42号(3)」に改め、同表第4号左欄中「第39号(3)」を「第44号(3)」に改め、同表第5号左欄中「第47号(2)」を「第53号(2)」に改め、同表第6号左欄中「第50号」を「第56号」に改め、同表第7号左欄中「第52号(3)」を「第58号(3)」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

